

# 建設国保 函館NEWS

令和7年3月号

令和7年2月吉日

発行所

建設連合・函館地方建設組合

〒040-0032 函館市新川町21番5号

TEL.0138-26-3861 FAX.0138-23-5411

## 令和7年度健康保険料のお知らせ

令和7年2月15日(土)に建設連合国民健康保険組合第119回組合会が開催され、令和7年度の事業計画及び予算案が審議・可決され、令和7年度の保険料・介護保険料は据え置きが決定されました。

また、本年2月より健康保険適用除外申請受付の開始に伴い、適用除外申請が受けられず脱退を余儀なくされていた組合員が継続して加入できるようになりました。今後は組織変更で法人化を予定している組合員や従業員を5人以上に増やす予定の事業主におかれましても適用除外申請の適用で健康保険は建設連合国民健康保険で厚生年金の加入が可能になります。法人化等を検討している際は、窓口にも早めにご相談をお願い申し上げます。

最後になりますが、人件費・郵送費や印刷費等の諸経費の高騰により費用の増加の勢いが収まりません。併せて、建設業に従事する人口の減少と高齢化で組織加入者が著しく減少しています。

平成31年以降組合費の値上げをせず組織運営して参りましたが、このような現状を踏まえ、大変心苦しい限りでございますが、令和7年4月より組合費を500円値上げに踏み切らせていただくことといたしました。

今後とも、建設連合国民健康保険組合の運営に何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

医療給付費分等保険料(医療保険+後期高齢者支援金保険料)

組合員	一人月額	医療保険分	後期高齢者支援金	家族	一人月額	医療保険分	後期高齢者支援金
～19歳	8,000円	4,600円	3,400円	0歳	0円	0円	0円
20-24歳	10,000円	6,600円	3,400円	1-6歳	5,400円	2,000円	3,400円
25-29歳	13,000円	9,600円	3,400円	7-18歳	5,400円	2,000円	3,400円
30-39歳	17,000円	13,600円	3,400円	19-64歳	6,400円	3,000円	3,400円
40-49歳	20,000円	16,600円	3,400円	65歳～	7,400円	4,000円	3,400円
50-64歳	22,700円	19,300円	3,400円	介護保険料(40-64歳)	一人月額	3,700円	
65歳～	22,900円	19,500円	3,400円	組合費	3,000円	500円引き上げ	

※4月の初めに当組合より国民健康保険料納入告知書を送付致します。

**納入告知書には組合費3,000円が記載されていません。組合費の3,000円を足した金額が1ヶ月の支払金額となります。**

# 健康保険適用除外制度の受付開始について

個人事業所が株式会社などになったときや、個人事業所の従業員が5人以上になったとき従業員は社会保険に加入しなければなりません。

しかし、現在国保組合に加入している方は、国が認めた健保適用除外制度の手続きを行うことで、医療保険は建設連合国保を継続して加入することができます。(年金は厚生年金になります。)

## 健保適用除外制度の対象者

- ① 個人事業所が法人化した ② 個人事業所の従業員が5人以上になった
- ③ 法人事務所を設立した又は従業員5人以上の個人事業所を設立した
- ④ 健保適用除外の承認を受けた建設国保に加入している事業所の新入社員

※入社時に建設国保の組合員ではない新入社員は年金事務所で健保適用除外承認を得ることによって、就職した日(事実発生日)に遡って建設国保に加入することができます。

- ⑤ 健康保険の適用された事業所に就職した

※他の従業員が協会けんぽに加入している場合は、事業主と相談してください。



## 健保適用除外制度の手続きの流れ

事実発生日から14日以内に年金事務所への手続きを行うことが必要です。

※事実発生日は法人設立日や個人事業所の従業員が5人以上になった日、法人事業所に就職した日などです。

- ① 事前に函館支部から「健保適用除外承認申請証明依頼書」をもらい、記入後支部へ提出してください。
- ② 本部から事業主宛てに建設連合国保の証明印が押された「健保適用除外承認証明申請書」が送付されます。
- ③ 事業主は②の「健保適用除外承認証明申請書」を年金事務所に提出してください。下記の㊦と㊧を合わせてご確認ください。
- ④ 年金事務所から事業主宛てに「健保適用除外承認証」が送付されます。(2~3週間後)
- ⑤ 事業主や組合員は「健保適用除外承認証」のコピーを函館支部へ提出してください。また、組合員が国保へ継続加入される場合は「変更届」を、新規加入される場合は「加入申込書」を同時に提出してください。

## 上記以外に必要な手続き

㊦ 個人事業所が法人化した場合や従業員が5人以上になった場合、もしくは、それらの事業所を設立した場合、事業主は事実発生から5日以内に年金事務所に「(健康保険・厚生年金)新規摘要届」を提出する必要があります。提出の際には、後日「健保適用除外承認申請」を行う旨を必ず申し添えてください。

㊧ 「厚生年金被保険者資格取得届」も事実発生から5日以内に年金事務所に提出必要があります。事前に年金事務所へ連絡し、後日「健保適用除外承認申請」を行う旨を必ず申し添えてください。

※ご不明な点は申請を行う年金事務所に相談してください。

# 令和7年度【健康診断】日程のお知らせ

令和7年度の『健康診断』の日程が決まりました。今年度は4月13日(日)、7月6日(日)、10月5日(日)の年3回を予定しています。40歳～74歳までの組合員と当組合の保険証をお持ちのご家族の方は**無料**(年1回)で特定健診を受診できます。

※16歳～39歳の方も人間ドック補助金を利用し無料です。

早期発見・早期治療で  
助かる命があります。

健康だと思っても、隠れた病気があるかもしれません。

**健康診断は、病気を早期発見し治療できる機会です。**

1年に一度、**【これから先の自分のため・家族のため】**

に健診を受けましょう。



健診は一日、  
健康は一生。

# 一人親方労災請求書&納入期日のお知らせ

一人親方労災に加入されている皆様には、年度更新の手続きをいただきありがとうございました。

**労働保険料と事務手数料の納入期日は**

**令和7年4月21日(月曜日)です。**

※**お手元の納入通知書・請求書をもって窓口にお越しください。**

銀行振込をご希望の方は、下記の口座へ振込してください。※**振込手数料は組合員負担になります。**

青森みちのく銀行 函館営業部 普通口座 3601979

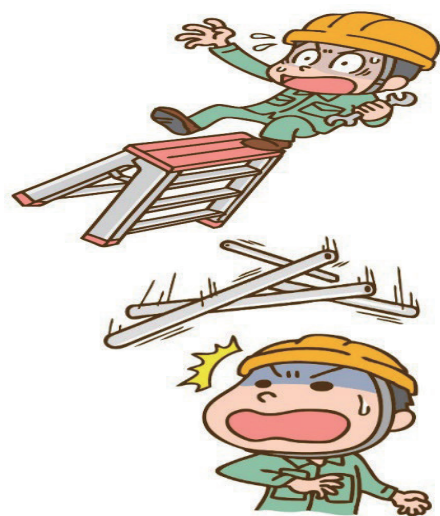
口座名義：建設連合函館地方建設組合 理事長 黒島 一生

※**納入期日までに支払いが確認できないときは、職権にて資格喪失させていただく場合があります。**

**加入月までの労働保険料・事務手数料は必ず納めていただきます。**

## 保険給付内容

- 治療費が原則、全額補償されます。
- 休業した場合は、4日目から休業(補償)給付が行われます。  
(全部労働不能時に給付日額の80%を支給)
- 障害補償(障害の程度により、年金または一時金)
- 遺族補償(加入者が死亡した場合、遺族に年金を支給)
- その他、葬祭料、介護(補償)給付、傷病(補償)年金があります。



## ★よくある質問について

- ① 給付基礎日額とは何ですか？ A、労働保険料の金額を計算する基礎となる金額です。
- ② 労働者を常時雇った場合は？ A、一人親方労災の補償対象外です。脱退してください。  
中小事業主の特別加入制度に加入してください。
- ③ 労災で負傷した場合は？ A、病院で労災である旨を伝えて、当支部へ連絡して下さい。

他にも何かご不明なことがあればお問合せ下さい。



# 就職・引越し・就学等の各種変更手続きについて

★就職して、その会社の健康保険に入った場合、減少手続きが必要になります。

必要なもの

- ・資格情報のお知らせまたは資格確認書
  - ・該当者、組合員のマイナンバー
  - ・当組合の保険証本体（回収します）
  - ・印鑑
- ※多くいただいた保険料は 2.3 ヶ月後に保険料と相殺になります。



★引っ越しで住所が変更になった場合、住所変更の手続きが必要です。

必要なもの

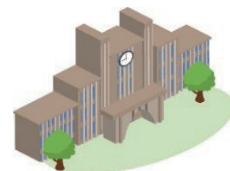
- ・世帯全員の住民票(一人でも世帯全員分)
- ・組合員のマイナンバー
- ・当組合の加入者全員の保険証本体（回収します）
- ・印鑑



★修学のため、子どもの住所が別になる場合、国民健康保険法第 116 条（修学中の被保険者の特例）手続きが必要になります。

必要なもの

- ・在学証明書
- ・該当者、組合員のマイナンバー
- ・印鑑・お子様の住所（申請書に書く欄があります）



マイナンバーカードの保険証登録をしている場合も登録情報に変更があった場合は届出が必要となります。※手続きは 14 日以内に行ってください。



## その他の手続き

★保険証を紛失した場合の手続き

再交付申請をしても保険証は発行されません。マイナンバーカードに保険証登録をしていない方は、再交付申請すると「資格確認書」が発行されます。マイナンバーカードに保険証登録をしている方は、マイナンバーカードで受診できます。※「資格のお知らせ」を発行希望の場合は再交付申請をしてください。

★限度額適用認定書発行手続き

マイナンバーカードに保険証登録をしていない場合は、限度額適用認定書の申請により認定書を発行します。マイナンバーカードに保険証登録をしている場合は、限度額適用認定書は発行しません。マイナポータルで区分を確認してください。

※所得情報が確認できない場合は実際の区分と異なる場合があります。

## ホームページのご案内

各種変更申請等の確認や保養施設の案内、インフルエンザ予防接種補助金申請書等のダウンロードなどにぜひご利用ください。ホームページアドレスは

<http://hakodate-kensetu.jp/>

スマホ版 QR コード



※右上のメニュー画面からダウンロードできます。



## 保険料納付期日のご案内

国保保険料(組合費含)は  
毎月 10 日が納期です。

(例 4 月分は 3/10 まで)

納入が確認できないときは保険給付や保健事業の補助が受けられない場合があります。

窓口へ来られない場合は、ゆうちょ銀行からの引落または払込票でのお支払いが出来ます。

